



佐賀労働局発表  
令和5年4月28日

【照会先】  
佐賀労働局労働基準部(健康安全課)  
健康安全課長 貞木 竜成  
副主任地方労働衛生専門官 桑原 務  
(電話)0952-32-7176

## 令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

— 5月1日から取組スタート！ —

佐賀労働局（局長 重河 真弓）は、夏の到来を控えた5月1日から、熱中症（※1）の予防対策の取組をスタートさせます（準備期間4月、重点取組期間7月）。

佐賀労働局及び各労働基準監督署における具体的な取組

- ① 災害防止団体に対しての本キャンペーンの周知要請
- ② 災害防止団体、事業者団体等が開催する会議、説明会等の場での周知
- ③ すべての労働基準監督署で開催予定の全国安全週間説明会における啓発
- ④ 労働基準監督署による個別事業場への指導
- ⑤ 佐賀労働局ホームページによる広報

佐賀労働局管内において、昨年度1年間に熱中症で労災認定した件数は103件となっており、過去10年間で平成30年に次いで2番目に多くなっています。昨年1年間の労災認定事案のうち30%は屋内での発症となっています。

なお、熱中症に起因する死亡災害について、全国では平成25年からの10年間で220人の方が亡くなっていることから、熱中症の危険性と予防対策の重要性を周知徹底することが必要です。

佐賀労働局においては、上記のとおり、災害防止団体に対して、令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に係る周知要請を行い、職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐために、本年3月厚生労働省により策定された「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱に基づき、事業場におけるWBGT値（※2）の把握や緊急時の連絡体制の整備等を特に重点的な取り組み事項として、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとしています。

### ※1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

## ※2 暑さ指数（WBGT）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

【資料1】 佐賀県における職場での熱中症発症に係る労災認定状況

【資料2】 佐賀県における職場での熱中症の発生事例（令和4年度）

【資料3】 過去10年間の7月・8月の平均気温（佐賀市）

【資料4】 STOP!熱中症クールワークキャンペーンリーフレット

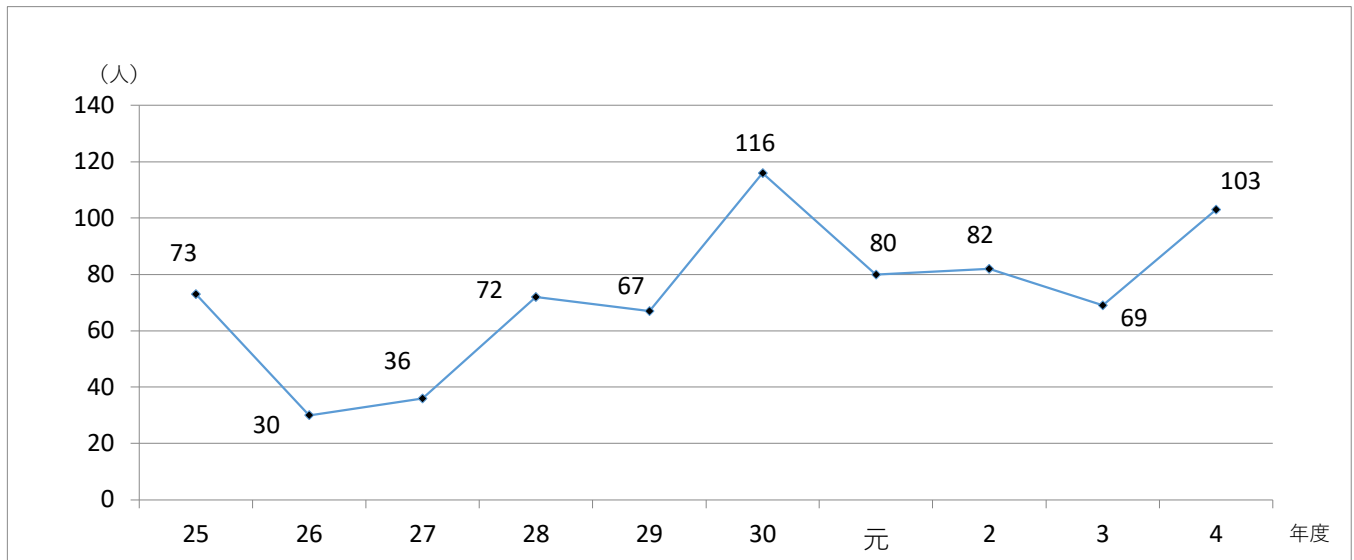
## ■参考

ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

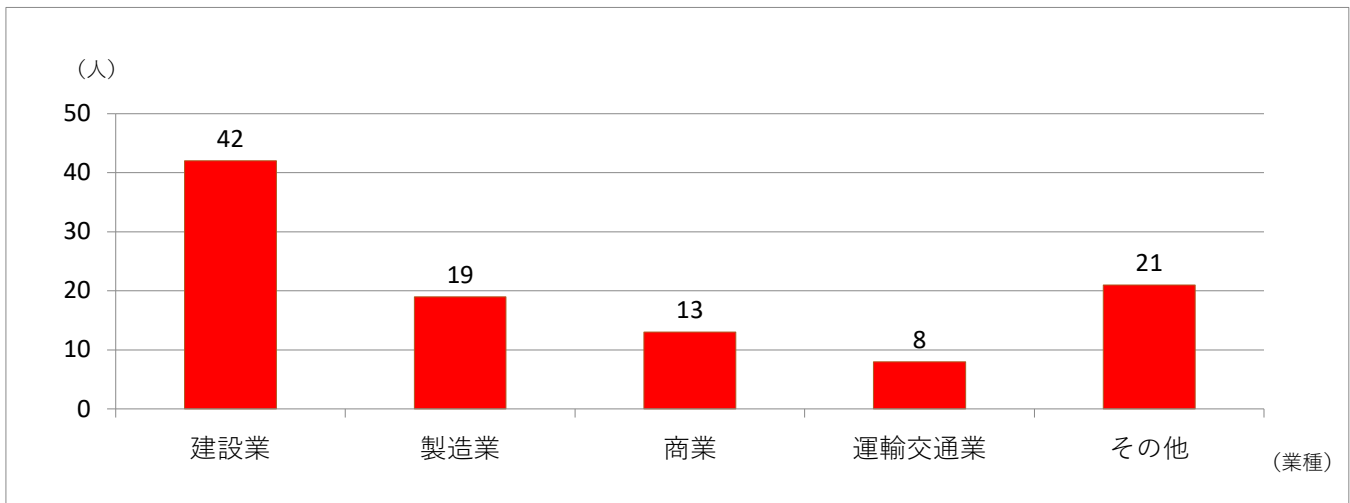
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

## 佐賀県における職場での熱中症発症に係る労災認定状況

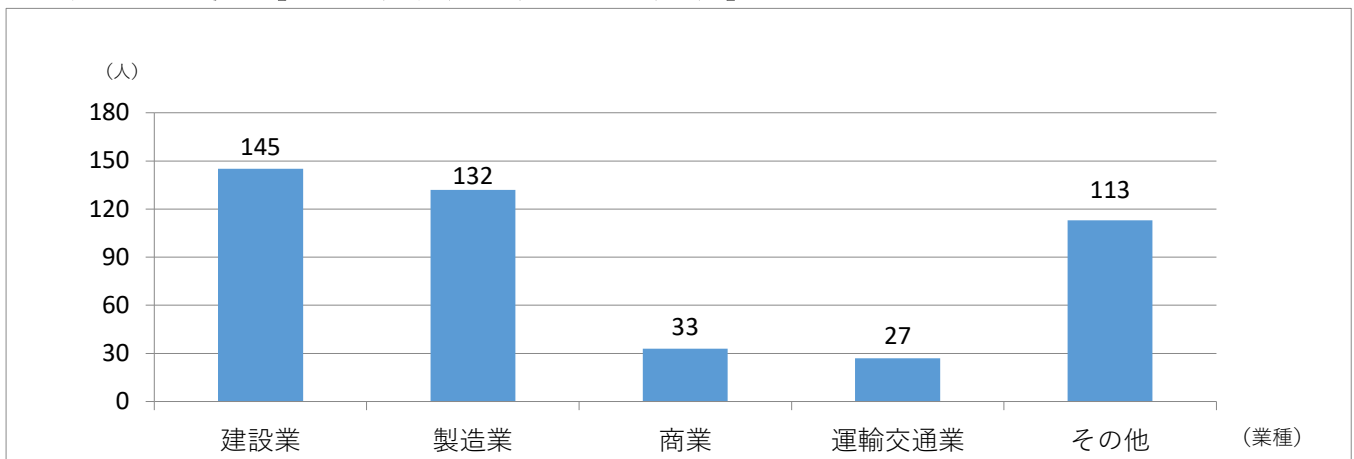
## 1 熱中症に係る労災認定件数(人数)の推移



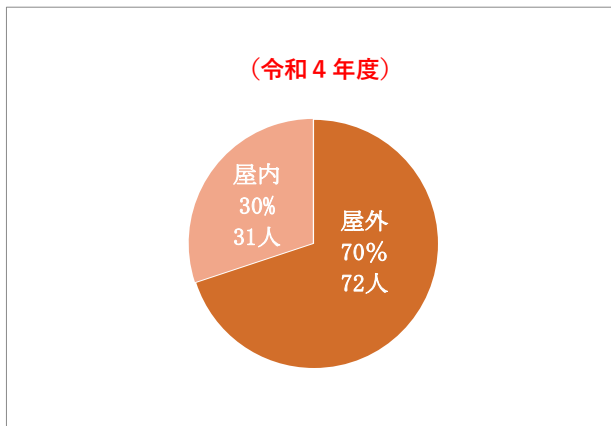
## 2 業種別発生状況(令和4年度発生分)



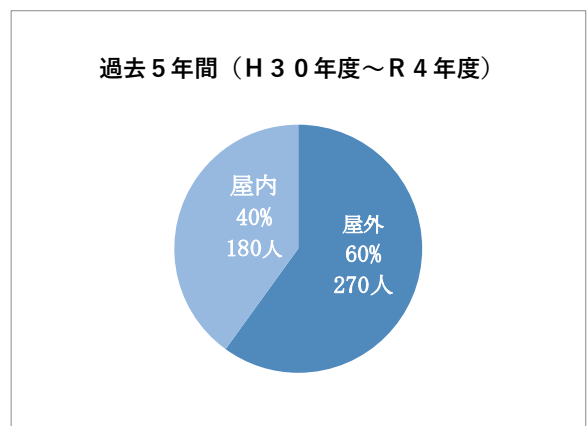
## 3 業種別発生状況【過去5年間(H30年度～R4年度)】



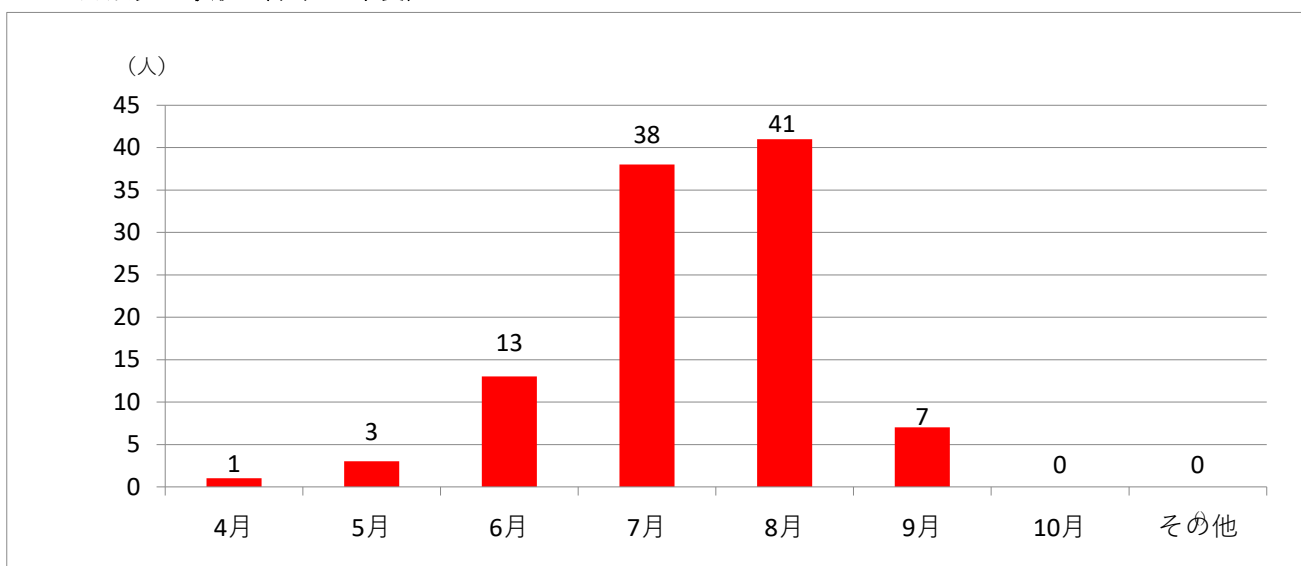
#### 4 発生時の作業場所（屋内・屋外別）



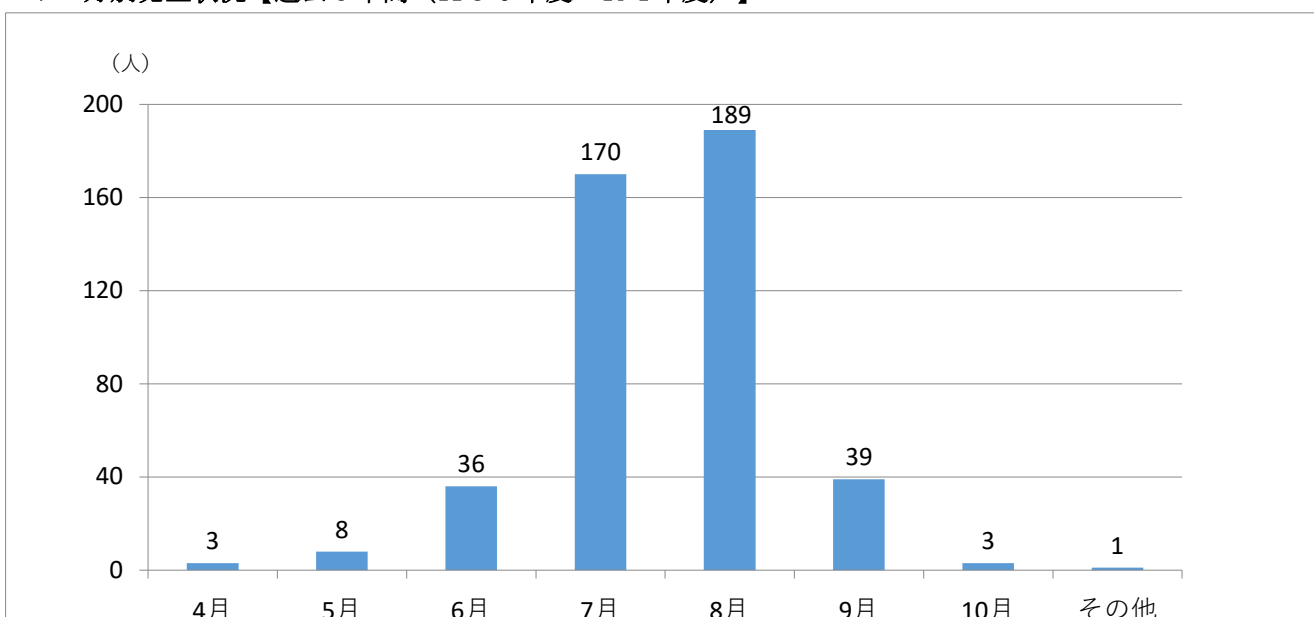
#### 5 発生時の作業場所（屋内・屋外別）



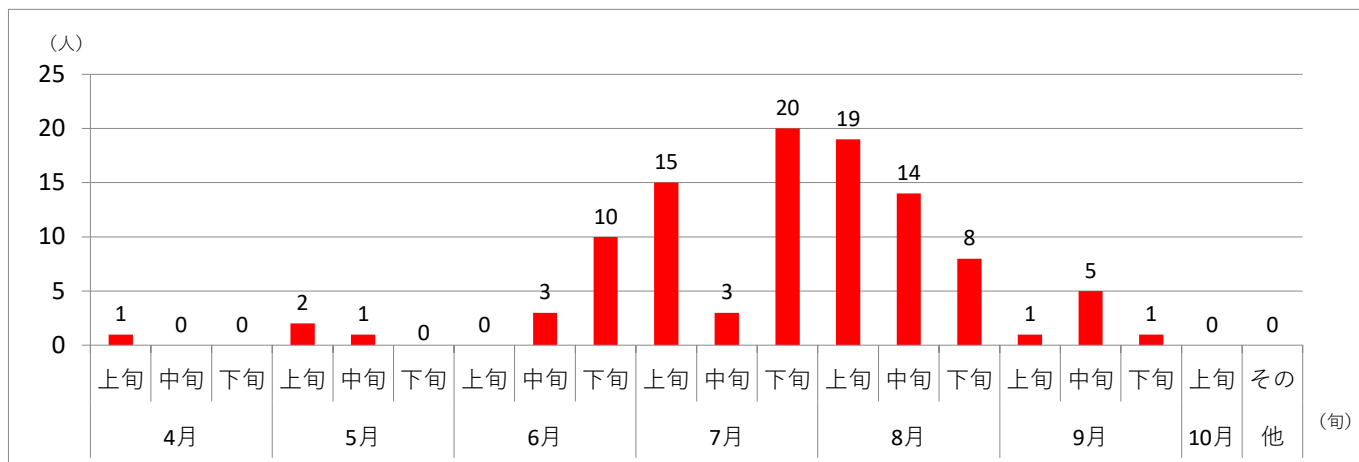
#### 6 月別発生状況（令和4年度）



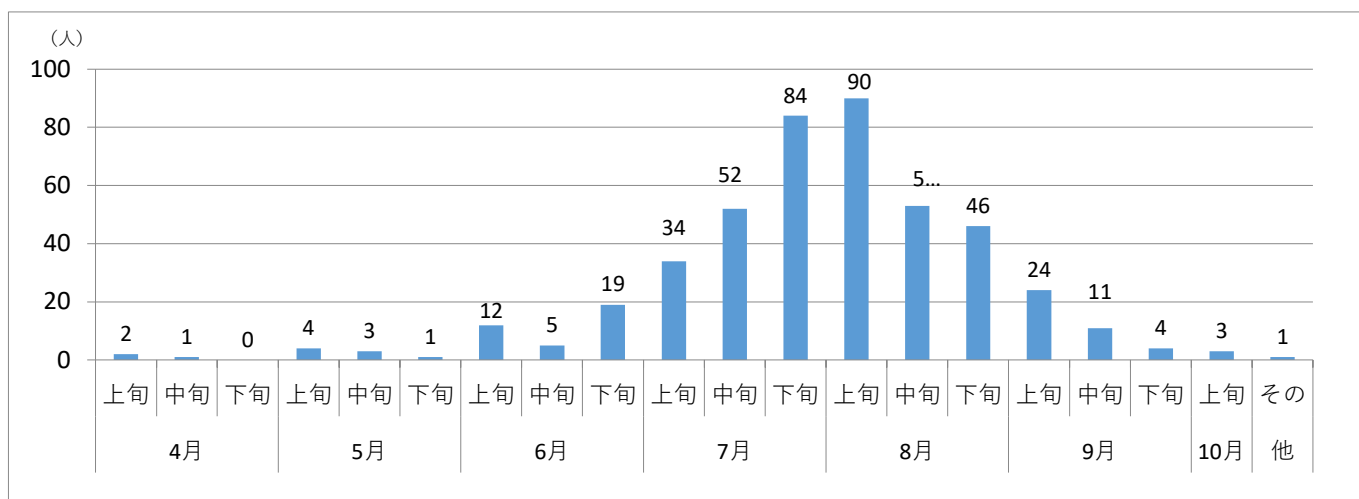
#### 7 月別発生状況【過去5年間（H30年度～R4年度）】



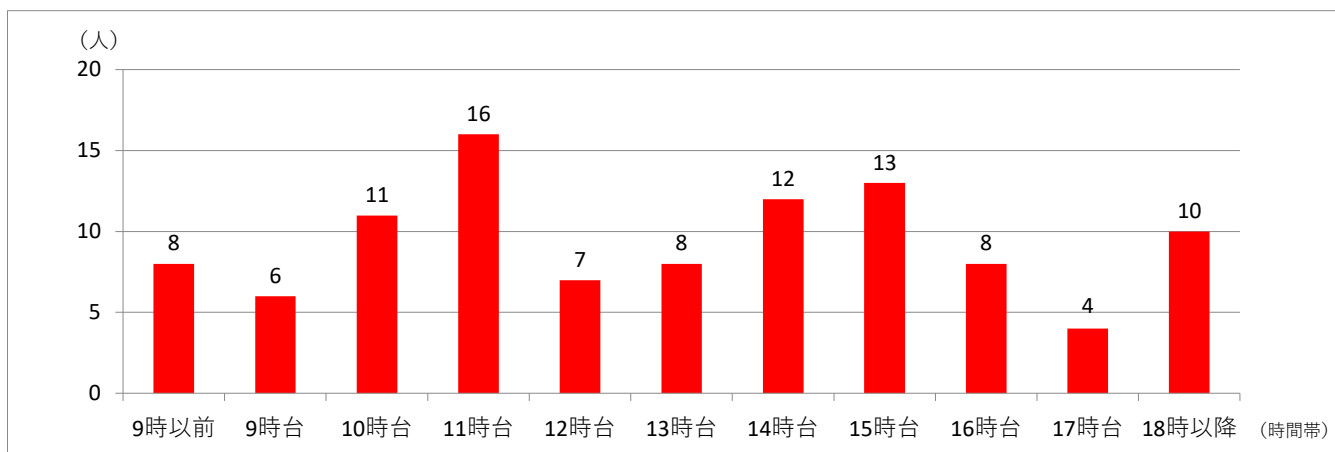
### 8 旬別発生状況（令和4年度）



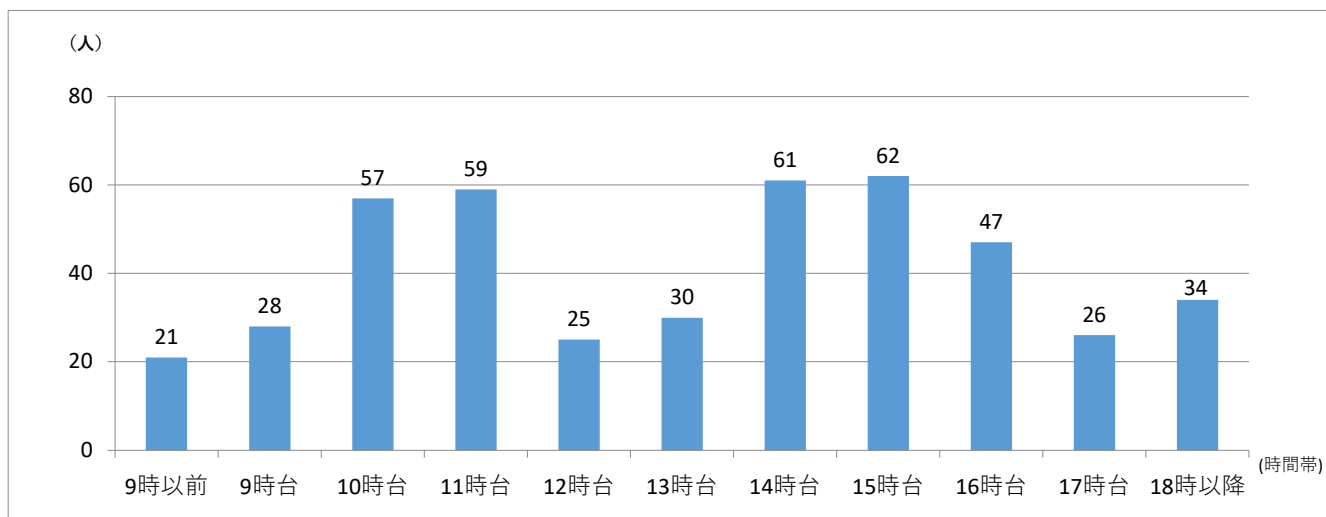
### 9 旬別発生状況【過去5年間（H30年度～R4年度）】



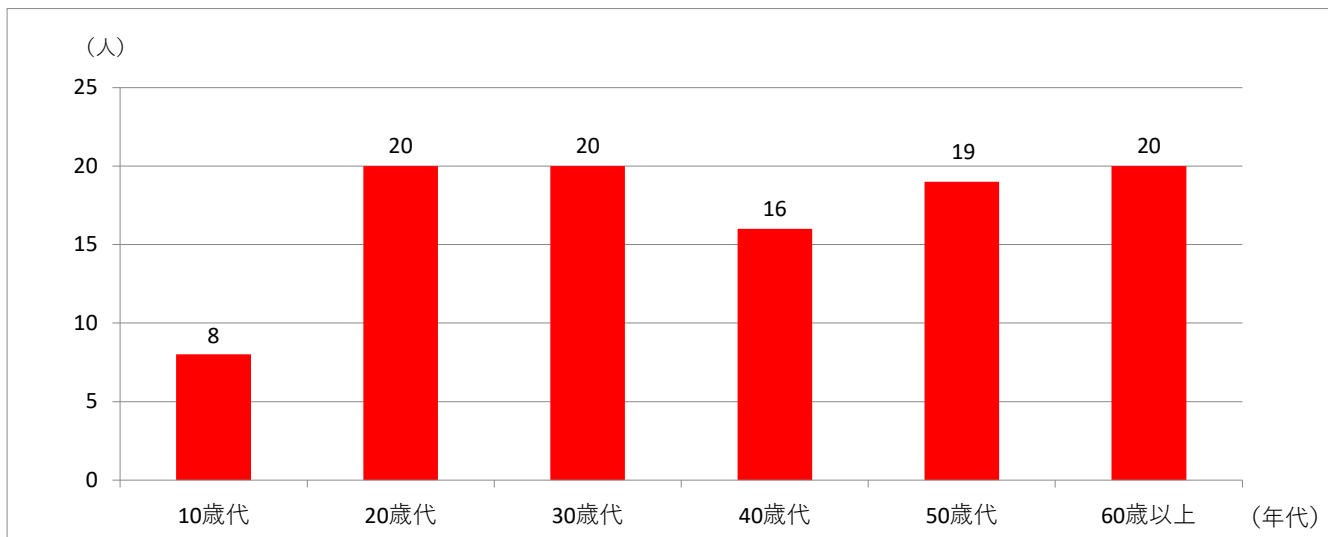
### 10 時間帯別発生状況（令和4年度）



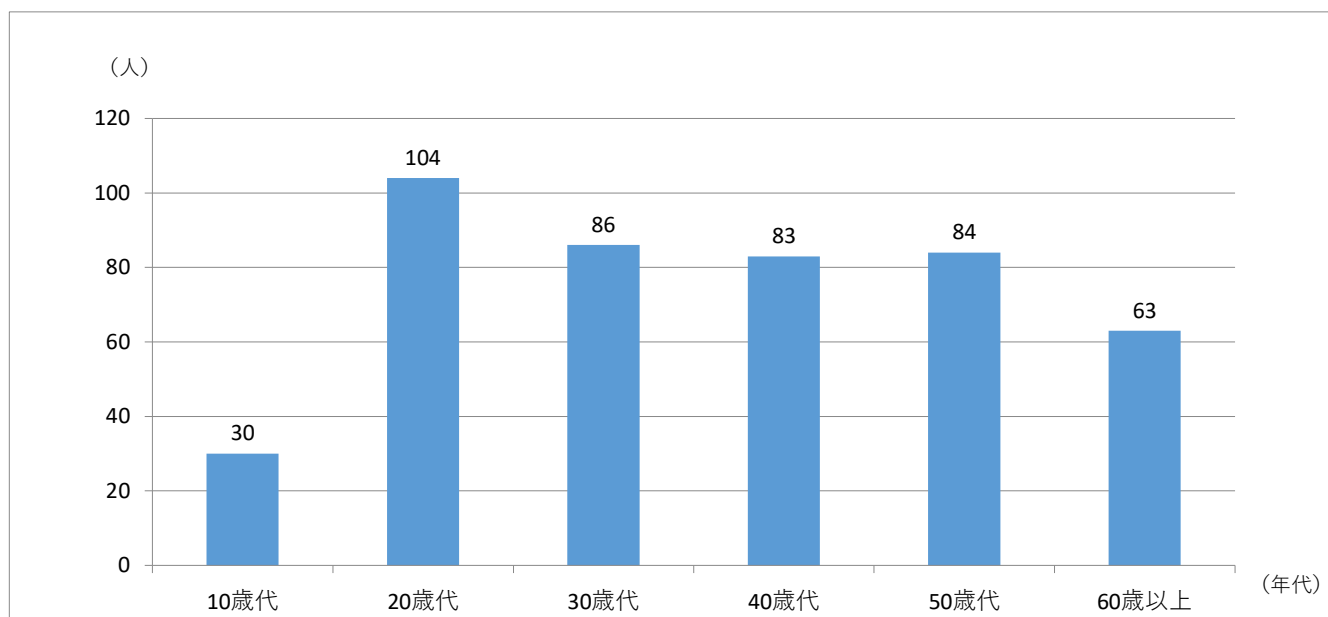
11 時間帯別発生状況【過去5年間（H30年度～R4年度）】



12 年代別発生状況（令和4年度）



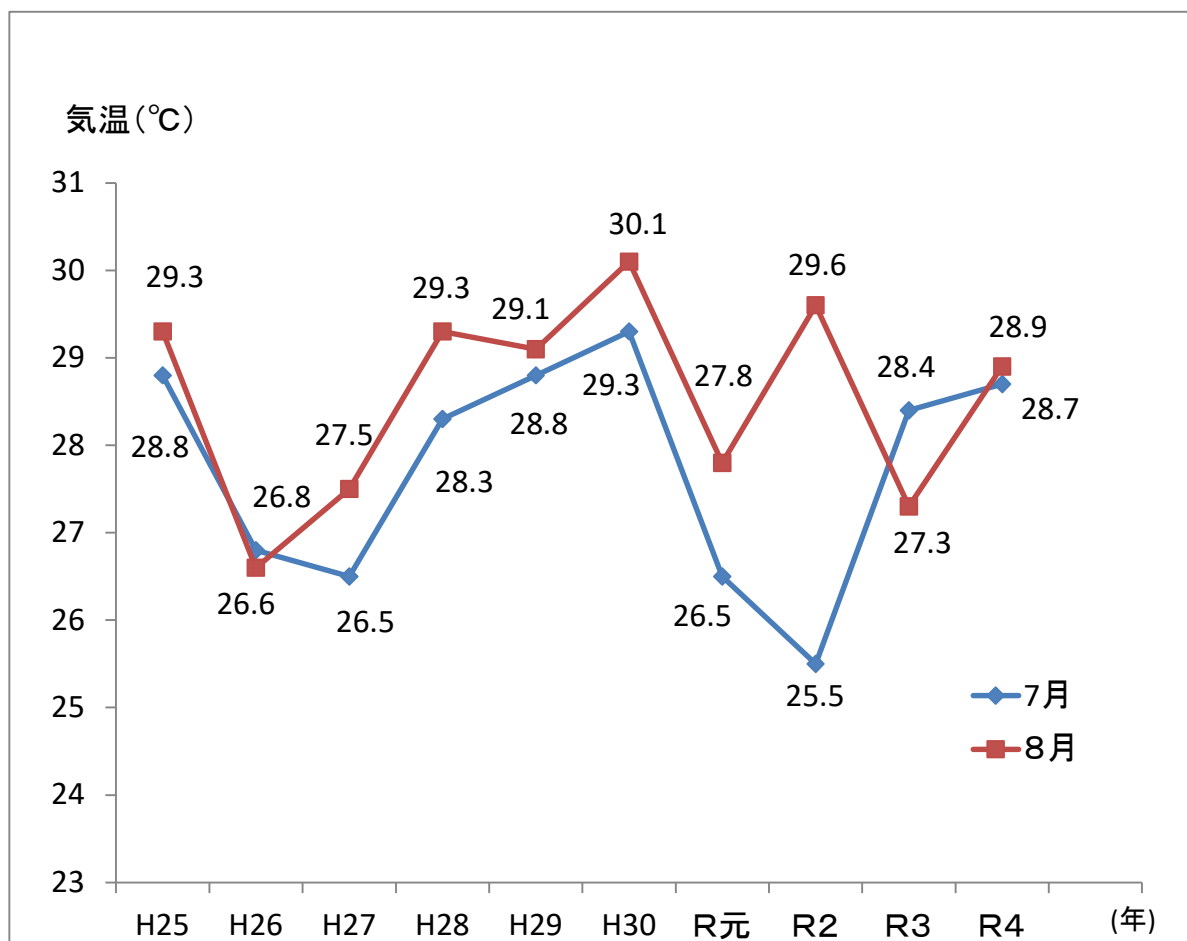
13 年代別発生状況【過去5年間（H30年度～R4年度）】



## 佐賀県における職場での熱中症の発生事例（令和4年度）

番号	月	業種	年代	事例の概要
1	7月	建設業	20歳代	トラックからの荷卸し作業中、 <u>手がしびれ、足がつり、意識がもうろうとなり、動けなくなった。</u> 受診したところ、 <b>熱中症による腎不全</b> と診断された。
2	7月	製造業	40歳代	屋外で製造作業中、 <u>頭痛、吐き気、手足がつる等の症状が出たため救急搬送されたところ、熱中症、脱水症との診断を受けた。</u>
3	7月	建設業	50歳代	除草作業中、 <u>大量に発汗して、手がしびれる症状が出たため受診したところ、熱中症との診断を受けた。</u>
4	8月	クリーニング業	60歳代	<u>仕上げ作業を行っていたところ、吐き気の症状が出たため、救急搬送され、熱中症との診断を受けた。</u>
5	8月	製造業	50歳代	<u>鉄骨建方作業中、嘔吐、手足のつり、こむら返りの症状が出たため受診したところ、熱中症との診断を受けた。</u>
6	8月	建設業	10歳代	<u>現場で資材整理作業を行っていたところ、頭痛の症状が出たが、そのまま仕事を続けた。帰宅直後に足がけいれんしたため救急搬送され、熱中症、脱水症との診断を受けた。</u>
7	8月	建設業	30歳代	<u>屋外での資材整理作業中、意識の低下、手足のしびれ、めまい等の症状が出たため、受診したところ、熱中症、脱水症との診断を受けた。</u>
8	8月	建設業	50歳代	<u>型枠作業中、脇腹に違和感を感じたものの、作業を続けて帰宅した。帰宅直後に背中がつる症状が出たため、救急搬送され、熱中症、脱水症との診断を受けた。</u>
9	8月	燃料小売業	30歳代	<u>屋外で洗車作業、コーティング作業等を行っていたが、手がしびれ、足がつる等の症状が出たため受診したところ、熱中症との診断を受けた。</u>
10	9月	製造業	50歳代	<u>屋外でフォークリフトによる荷役作業中、嘔吐して、手足がしびれる症状が出たため受診したところ、熱中症との診断を受けた。</u>

### 過去10年間の7月・8月の平均気温(佐賀市)



気象庁ホームページの掲載データより



# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チュイーカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**